

## 診療所型認知症疾患医療センターの評価

骨子【Ⅲ－２（２）】

### 第１ 基本的な考え方

新たに設置された診療所型認知症疾患医療センター（以下、診療所型センターという。）について、病院に従来から設置されている基幹型及び地域型の認知症疾患医療センターと同様の評価を設ける。

### 第２ 具体的な内容

1. かかりつけ医が、認知症の疑いのある患者を診療所型センターに紹介した場合に、「診療情報提供料（Ⅰ）認知症専門医紹介加算」の算定を可能とする。
2. 診療所型センターが、かかりつけ医から紹介された患者について、認知症の鑑別診断及び療養計画の作成等を行った場合に、「認知症専門診断管理料 1」の算定を可能とする。

現 行	改定案
<p>【認知症専門診断管理料】</p> <p>1 認知症専門診断管理料 1 700点</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>【認知症専門診断管理料】</p> <p>1 認知症専門診断管理料 1</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 基幹型または地域型 700点</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 診療所型 500点（新）</p> <p>（略）</p>

3. かかりつけ医が、診療所型センターの作成する療養計画に基づき治療を行った場合に、認知症療養指導料の算定を可能とする。